

令和8年度 部活動に係る活動方針

水戸市立第四中学校

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 活動時間について

- 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休日は3時間を上限とする。
 - ※ 週合計を11時間とする。
- 原則として、朝の活動は行わない。
 - ※ 特例で実施する場合は活動時間を7:20～7:50までとする。

3 休養日の設定について

- 週当3日以上（平日は2日、休日1日以上）を休養日とする。
 - ※ 土日ともに大会等で活動した場合は、休養日を休日に振り替える。
- 長期休業中（夏季・冬季）において、1週間以上の連続した休養期間を設定する。
- 定期テスト前2日間は部活動を中止とする。

4 各種大会参加について

- 県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める大会数の上限を越えることがないように、参加する大会を精査する。県中学校体育連盟主催の大会を含め1か月あたり1大会を目安とする。但し、練習試合は含めない。各種コンクールは、1か月あたり1大会を目安とする。

5 その他

- 各部とも月ごとの活動計画、活動実績を作成し、ホームページに掲載する。
- 熱中症事故防止のため、気温が35℃以上、または、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の時は、原則運動は行わない。